

# 予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

## 事業名 んぎふ清流おもいやり駐ち車場利用証制度事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係 電話番号：058-272-1111(内3448)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,177 千円 (前年度予算額： 8,645 千円)

### <財源内訳>

| 区分  | 事業費   | 財 源 内 訳 |        |        |      |     |     |    |       |
|-----|-------|---------|--------|--------|------|-----|-----|----|-------|
|     |       | 国庫支出金   | 分担金負担金 | 使用料手数料 | 財産収入 | 寄附金 | その他 | 県債 | 一般財源  |
| 前年度 | 8,645 | 0       | 0      | 0      | 0    | 0   | 0   | 0  | 8,645 |
| 要求額 | 8,177 | 0       | 0      | 0      | 0    | 0   | 0   | 0  | 8,177 |
| 決定額 |       |         |        |        |      |     |     |    |       |

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

令和元年11月より、車椅子使用者用駐ち車区画の適正な利用を図るため、プラスワン区画を新たに設定し、駐ち車区画を利用できる対象者の要件を設定し、利用証を交付する「んぎふ清流おもいやり駐ち車場利用証制度」を開始した。

全国41府県で導入済み(東海地方では静岡県、三重県が導入済)で、制度を導入している府県間で相互利用が可能となっている。

車椅子使用者用駐ち車区画の適正な利用、プラスワン区画の確保に向けて取組みが必要である。

### (2) 事業内容

○福祉のまちづくり推進会議の開催

・委員：大学教授、障がい者団体代表、商業施設管理者等など

○利用証の交付

・交付数：年間2,000枚見込み ※対象者21万人

○プラスワン区画の確保

①各商業施設：駐ち車区画にカラーコーンを設置。

②県有施設：今後も新規のニーズや損傷に備え、路面シートに係る費用を確保。

### (3) 県負担・補助率の考え方

県は福祉のまちづくり条例を定めており、県民の福祉のまちづくりに関する理解を深め、高齢者、障がい者等が快適に施設を利用できるための取組みを行う必要がある。

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

| 事業内容  | 金額    | 事業内容の詳細               |
|-------|-------|-----------------------|
| 報償費   | 420   | 推進会議委員謝金              |
| 旅費    | 413   | 推進会議委員旅費、職員旅費         |
| 消耗品費  | 1,524 | 利用証、カラーコーン            |
| 印刷製本費 | 1,007 | チラシ、ポスター、ステッカー（看板貼付用） |
| 会議費   | 5     | 推進会議飲料                |
| 役務費   | 310   | 通信運搬費                 |
| 使用料   | 46    | 推進会議会場借り上げ料           |
| 委託料   | 4,452 | 県有施設路面シート貼付業務委託、新聞広告  |
| 合計    | 8,177 |                       |

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

- ・国「ユニバーサルデザイン2020行動計画」
- ・第五期岐阜県地域福祉支援計画

### (2) 国・他県の状況

- 国：「パーキングパーミット制度事例集」の作成(H31.3)
- パーキングパーミット制度の導入状況（R5.9末現在）
  - ・導入済み 41府県（岐阜県含む）
  - ・未導入 6都道県（北海道、青森県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県）

### (3) 後年度の財政負担

利用証、カラーコーンの作成、路面シートの貼付、制度の普及啓発は継続して実施

### (4) 事業主体及びその妥当性

全国の導入府県との相互利用の観点から、県が主体となることは妥当

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

#### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成10年度に制定された「福祉のまちづくり条例」の理念である、だれもが住みやすい社会づくりを目指し、高齢者、障がい者等の社会参加を支援するため、「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入し、駐車区画の適正利用、確保に向けた取組みを行う。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名                   | 事業開始前 | R4年度実績 | R5年度目標 | R6年度目標 | 終期目標  |       |
|-----------------------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
|                       |       |        |        |        |       | 達成率   |
| ①プラスワン区画数             | (H30) |        |        |        | (R5)  |       |
|                       | 0     | 1,540  | 3,000  |        | 3,000 | 51.3% |
| ②車椅子用区画数<br>+プラスワン区画数 | (R5)  |        |        |        | (R11) |       |
|                       | —     |        |        | 7,000  | 7,000 | —     |

### （これまでの取組内容と成果）

|       |   |
|-------|---|
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスワン区画の確保数：1,369区画</li> <li>・車椅子利用者用駐車区画の適正な利用を図るとともに、導入他府県との相互利用により、利便性が高いものになることが見込まれる。</li> </ul> |
|       | 指標① 目標：3,000 実績：1,369 達成率：45.6%   |
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスワン区画の確保数：1,416区画</li> <li>・令和3年4月から、より利用いただきやすい制度とするため、利用証交付対象要件の一部を改正</li> </ul>                  |
|       | 指標① 目標：3,000 実績：1,416 達成率：47.2%   |
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスワン区画の確保数：1,540区画</li> <li>・新聞広告をはじめ、様々な広報媒体や機会を活用し、制度の周知、正しい利用方法の普及を図った。</li> </ul>                |
|       | 指標① 目標：3,000 実績：1,540 達成率：51.3%   |

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

|  |   |
|--|---|
| <b>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)</b><br>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない   |   |
| (評価)<br>3  | 商業施設や公共施設等に設置された、車椅子利用者用駐車区画及びプラスワン区画の利用証を発行し、利用対象者を明確化する「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入することで、障がい者や高齢者、難病の方などが安心して暮らしやすい福祉のまちづくりを推進する。 |
| <b>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)</b><br>3：期待以上の成果あり<br>2：期待どおりの成果あり<br>1：期待どおりの成果が得られていない<br>0：ほとんど成果が得られていない |   |
| (評価)<br>2  | 利用証の交付開始により、車椅子利用者用駐車区画の適正な利用を図るとともに、プラスワン区画の設置による駐車区画の増加により、対象者の利便性が高まっている。  |
| <b>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)</b><br>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている   |   |
| (評価)<br>2  | 福祉のまちづくり推進会議において、専門家から委員を伺いながら、制度の推進について物品の作成や啓発を実施することで事業の効率化を図っている。   |

### (今後の課題)

|  |
|--|
| <b>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</b><br>ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度の普及にあたり、対象駐車区画の数を少しでも多く確保するため、施設管理者への協力依頼が必要。 |
|--|

### (次年度の方向性)

|   |
|---|
| <b>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</b><br>「福祉のまちづくり条例」の理念である、だれもが住みやすい社会を実現するため、ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度の普及促進に向けて取組みを進めていく。 |
|---|